

お買い物は  
県内で!

# 11月は「県内消費拡大月間」です!

## 地方消費税って?

買い物や食事などをするとときに支払う10%の消費税。このうち2.2%は県や市町村の収入となる「地方消費税」です。

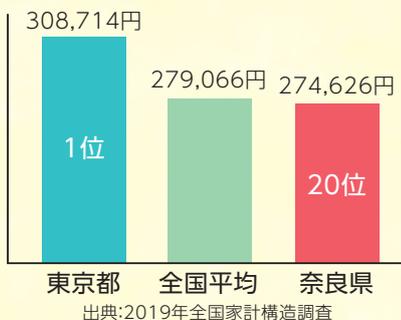
10,000円の買い物した場合



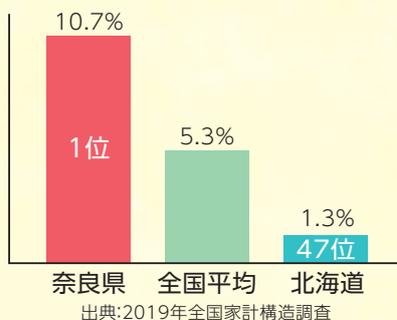
## 奈良県の地方消費税収は?

奈良県内で納められた地方消費税は、奈良県や県内市町村の収入となり、公共事業、医療・福祉の充実、学校教育などの財源として私たちの身近な暮らしを支えています。奈良県の1世帯あたりの消費支出額は全国20位ですが、人口1人あたりの地方消費税収は最下位です。これは、消費が県外へ流出しているためといわれています。県内でお買い物やお食事をする人が増えれば、奈良県の地方消費税収も増加します。住みよい奈良県をつくるため、お買い物・お食事は県内でお願いします。

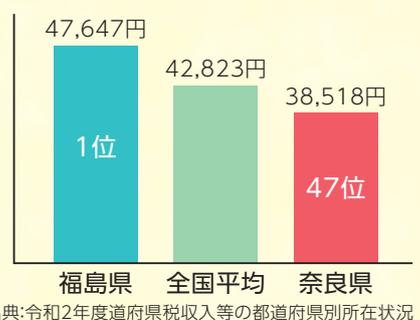
### 1世帯(2人以上)あたり消費支出額



### 1世帯(2人以上)あたり県外購入割合



### 人口1人あたりの地方消費税収額



## パネル展 地方消費税について理解を深めませんか?

- 11月 4日(金)～11月 9日(水) 香芝市役所(香芝市)
- 11月11日(金)～11月14日(月) イオンモール大和郡山(大和郡山市)
- 11月15日(火)～11月18日(金) 奈良市役所(奈良市)
- 11月22日(火)～11月27日(日) 県立図書館情報館(奈良市)

県と市町村が協力し、啓発活動を行っています

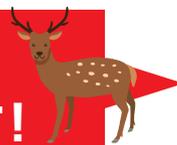
地方消費税について  
詳しくはこちら!▶  
(県税務課HP)



## はたらく障害者応援プレミアム商品券 発売中!

はたらく障害者を応援するためのプレミアム商品券を発行しました!

500円分の商品券を  
200円でご購入いただけます!



### 商品券販売場所・利用可能店舗

- 参加登録のある障害者就労施設
  - 県が実施する販売会の会場 (県内のショッピングモール) など
- 詳しくはこちら▶



### 有効期間

令和5年2月22日(水)まで

奈良県はたらく障害者応援プレミアム商品券事務局 ((株)日本旅行奈良支店内)  
☎0742-26-7355(平日10時～17時)

県税務課 ☎0742-27-8853 FAX 0742-26-3674 (県内消費拡大月間について)  
県障害福祉課 ☎0742-27-8514 FAX 0742-22-1814 (はたらく障害者応援プレミアム商品券について)